

リサイクルプラザ建設工事

契約締結を可決

7月臨時会

平成17年6月定例会で議案撤回後、再入札が行われたリサイクルプラザ工場棟建設工事の契約締結などの議案を原案のとおり可決（同意含む）いたしました。

議案審議（本会議）

議案63 狭山市監査委員の選任について
（原案同意）
（高柳 清 氏）

Q 監査委員選任の在り方は。今後とも税理士会等の推薦をいただき、選任していく。
A 今回選任した方の年齢が70歳を超えているが。

A 健康上は問題ない。

議案64 狭山市リサイクルプラザ工場棟建設工事請負契約の締結について
（原案可決）

Q 契約辞退した三井造船との契約金額より下がっているが。

A 破碎機防備設備の仕様を空気が希釈方式に一本化したことに

よる。

Q 三井造船が予定していた破碎機防備設備の方式は。

A 設計段階で決まることになっていった。

Q 設計額が下がっているのも、破碎機防備設備の仕様変更によるものなのか。
A それが主な理由である。

Q 経費節減のため、初めから破碎機防備設備の仕様を空気が希釈方式に一本化するべきだったのでは。

A 一本化しないことで、入札参加者を広く募ろうとした。

Q 入札参加者を広く募るとのことより、経費節減を優先して考えるべきでは。

A 入札参加者を広く募ることと、入札の競争性を高めようとした。

Q 最近行われた指名停止の理由は。また、それはいつ行われたのか。
A 橋梁談合の関係で、指名停止を平成17年6月1日と6月22日に行った。

Q 指名停止は、どの時点で行っているか。
A 橋梁談合事件で起訴されたことを知り、指名停止を行った。

Q 平成17年6月1日に指名停止された業者は、その時点では既に起訴されていたということか。
A 起訴された時点で対応している。

Q 6月定例会の撤回議案資料に、指名停止業者名が入札参加業者として記載されていたが。

A 入札は指名停止以前に行われたもので、議案として入札参加業者を記載する必要があった。

Q 橋梁談合による指名停止業者のほか、2社が指名から外れているが。
A 橋梁談合以外の理由で指名停止を行っている。

Q その指名停止はいつ行われたのか。
A 6月7日と6月22日である。議案に指名停止情報を逐次



千葉県流山市のリサイクルプラザ
（文教厚生委員会視察）

提供していただきたいが、提供しよう検討する。

Q 前回、三井造船と仮契約を交わしたことの法的な問題は。法的には問題ない。

Q 今回落札した株式会社タクマの最近の工事実績は。

A 茨城県常陸太田地方広域事務所の焼却施設リサイクルプラザ建設工事等を実施している。

Q 今回、一般競争入札でなく、指名競争入札で行った理由は。

A 施工能力を備えた6社を指名し、入札を行った。

Q 再入札に際し、前回不参加だった業者に参加を働きかけたのか。
A 施設性能の確保等を考慮し、参加基準を満たす業者で入札を行った。

Q 設計額によって指名業者数が決まっているのでは。

A 3億円以上の場合は15社程度だが、工事の技術的難易度等により適宜増減できることになっている。

Q 工事完了後のびん・缶の収集方法は。
A 袋での混合収集になる。

Q 6月定例会で議案撤回されたが、仮に、その議案を議会が否決していた場合、裁判になっていたか。
A 相手方が仮契約の解除理由に不服なら、裁判になることもある。

Q 議会の否決も仮契約の解除理由になり得るのか。
A 議会で否決されれば、本契約はできない。

Q この契約を否決したならば、裁判を覚悟しなければならぬということか。
A そういうことも予想できた。

Q 相手方に重大な過失があった場合、契約解除できる旨の内容を仮契約書に記載していないのか。
A 記載していない。

Q 現存施設解体に当たって、アスベスト使用状況を把握しているか。
A トイレ天井の一部等にアスベストを含有した建設材料が使用されているが、解体工事は密閉し行われるので問題ない。